

介護職員等の処遇改善について

当法人では、従来からの介護職員処遇改善加算に加え、2019年10月に「経験・技能のある介護職員」の更なる処遇改善を主たる目的として新設された「**介護職員等特定処遇改善加算**」を取得しています（具体的に「経験・技能のある介護職員」とは、介護福祉士であって、介護職員としての勤務経験が10年以上ある職員をいいます）。

この加算を取得するための要件として、下記のとおり当法人の職場環境等に関する処遇改善の具体的な取り組み内容について公表します。

「資質の向上」のための取り組み

- 働きながら介護福祉士取得を目指す方や、更に専門性の高い介護技術や資格を取得しようとする方等に対する受講支援を行っています。具体的には、受講および試験費用の補助、受講および試験日の一部を勤務扱いとする等です。

「労働環境・処遇の改善」のための取り組み

- 新人介護職員育成に、エルダー・メンター（新人指導担当者）制度を導入し、悩みや不安の解消、早期離職の防止を図っています。
- ICT活用による業務省力化に努めています。具体的には、PC・タブレットを導入しケア記録を電子データ化することで、ケア内容や申し送り事項の事務的な負担の軽減、職員間のコミュニケーションの活性化や生産性の向上を図っています。

「その他」の取り組み

- 障害者の方にとっても働きやすい職場環境となるよう、勤務する時間帯や曜日等について可能な限り配慮し、負担の軽減を図ります。